

# 珠算能力検定試験要綱

主催 日本商工会議所  
鳥栖商工会議所  
後援 文 部 省

下記により、全国一斉に珠算能力検定試験を施行します。

回 数	検定試験施行日	申込受付期間
第216回	6月23日(日)	4.15(月)～5.22(水)
第217回	10月27日(日)	8.19(月)～9.25(水)
第218回	2月9日(日)	12.2(月)～1.8(水)

試験時間 午前 9時・・・ 1級・2級・3級・4級・5級・6級

○試験会場 鳥栖商工会議所 (鳥栖市役所前)  
鳥栖市元町1380-5 電話 83-3121

○受験資格 学歴、年齢、性別、国籍に制限はありません。

○受験料 2019年9月迄 (消費税含む)  
1級2,300円 2級1,700円 3級1,500円 4～6級1,000円

2019年10月以降 (消費税含む)  
1級2,340円 2級1,730円 3級1,530円 4～6級1,020円

○申込要領 ①所定の申込書に必要事項を記入し、受験料を添えて申込下さい  
受験者は、二つの級を受験することができるが、申込書は、  
各級毎に記入する。  
②受理した受験申込書および受験料は、試験中止などの事情が  
ある場合のほか、お返し致しません。  
③締め切り後の受付及び受験者の名義変更はいたしません。  
④申込受付時間は、午前9時～午後5時迄です。

○申込場所 鳥栖商工会議所 総務課  
〒841-0051 鳥栖市元町1380-5 ☎ 83-3121

○受験票 試験当日はこれを机上、番号札の近くにおいてください。

- 試験科目 1～3級 乗算・除算・見取算  
4～6級 乗算・除算・見取算

○答案記入上の注意

- ①答えは、定められた欄の中に、はっきりと書くこと。  
②答えの1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ「,」をつけるが原則であるがつけなくてもよい。但し、1～3級についてはつけることとし、つけていないものは無効とみなす。  
③端数処理をした無名数の答えは、次の例のように書くこと。  
〔例〕3級の場合（小数点3位未満の端数を四捨五入したとき）
- | そろばん面      | 答                              |
|------------|--------------------------------|
| 0. 4 5 9 5 | 0. 4 6 0 または 0. 4 6            |
| 5. 2 0 0 4 | 5. 2 0 0 または 5. 2 (5.20とは書かない) |
- ④端数処理しなかった無名数の答は、次の例のように書くこと。  
〔例〕3級の場合
- | そろばん面  | 答                             |
|--------|-------------------------------|
| 0. 4 5 | 0. 4 5 または 0. 4 5             |
| 5. 2   | 5. 2 または (5.20または5.200とは書かない) |
- ⑤答の頭に円の記号（¥）を付けるのが原則であるがつけなくてもよい。  
⑥答を書き直す場合は、その答の全部を横線で消して書き直すこと。なお、消しゴムは使用しないこと。

商工会議所検定規則により、次の各項目に該当するものは無効とする。

- ①数字が判読しにくいもの。  
②答がどの問題のものかが不明確のもの。  
③「,」「.」もしくは「,」の区別が不明確なもの。  
④答の訂正が、その答の一部か全部が判断できにくいもの。

- 合格基準 試験の結果は、みとり算、かけ算、わり算の総合得点にて審査する。各級の満点を300点とし、1～3級は得点240点以上を合格とする。

- 合格発表 試験1週間後月曜日以降。  
団体申込受験者は、各団体に連絡します。

- 合格証書 合格証書は、全国共通の合格証を授与します。交付は、合格発表の日から1ヶ月後から行います。

- 試験上の注意 ①受験者は、受験票、そろばん、筆記用具等を持参して下さい。  
②受験者は試験場において試験委員の指示に従って下さい。